

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年6月8日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>長野県議会議員一般選挙の執行経費について（報告書 4 ページ）</p> <p>長野県議会議員一般選挙の執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に準じて算定し、長野県より交付を受けているが、執行状況報告に記載した金額の錯誤により、交付額が本来の額より少なくなっていた。</p> <p>適正な収納金額の算定を徹底されたい。</p>	<p>長野県議会議員一般選挙の執行経費について、長野県に当該選挙の執行（H27 年 4 月 12 日）後の 5 月末に予算執行状況を報告を行う際、その時点で執行額が見込であった複写機使用料（34,646 円）を報告書の未執行額に記載したものの、実績額に計上しなかったため、生じたもの。</p> <p>担当者だけではなく複数の職員による調書、内訳書等の検算等を行うことで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>長野市議会議員一般選挙における屋外照明器具等の賃貸借契約について（報告書 7 ページ）</p> <p>長野市契約規則第 31 条第 1 項では、随意契約による場合は、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされており、同条同項ただし書きに該当するときは、1 人の者から見積書を徴し、随意契約をすることができるとされている。</p> <p>屋外照明器具等の賃貸借契約において、このただし書きに該当しないにもかかわらず、見積書の徴取は 1 人の者からであった。規則に基づき、適正な契約事務をされたい。</p>	<p>長野市議会議員一般選挙において、投票所の変更（山王小体育館→理科室）に当たり選挙人の安全を確保するため屋外照明器具、フェンス、ゴムマット等を賃貸借する契約について、他の投票所で実績のある事業者から見積書を徴取し、契約したものの。</p> <p>屋外照明器具、フェンス、ゴムマット等の設置も含めた賃貸借が可能な事業者は、当該事業者 1 者に限られるものと考えていたことから、見積書の徴取は 1 人の者としていたが、複数の事業者で実施が可能であると確認できたため、今後は、2 人以上の者から見積書を徴するものとする。</p>